

事務事業名	55318 乳児等通園支援事業											
担当組織	こども健やか部				保育幼稚園課				担当	保育政策担当		
組織コード	18	04	00	会計・款・項・目・大・中・小	01	03	02	02	16	01	記入日	令和 8年 2月19日

1. 事務事業の概要 <PLAN>

総合振興計画上の位置づけ											実施計画候補	
基本目標・考え方	01	子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち							再掲施策			● 対象
施策	02	乳幼児期の保育・教育の充実										○ 対象外
事業期間	令和8年度～令和12年度											
根拠法令 通達等	児童福祉法 子ども・子育て支援法				関連計画 施政方針	こども計画						
事業区分	<input type="radio"/> 法定受託事務 <input checked="" type="radio"/> 自治事務のうち義務的なもの <input type="radio"/> 自治事務のうち任意のもの											
強靱化計画	<input type="checkbox"/> リスクシナリオ番号：											
総合戦略	<input type="checkbox"/> 施策番号：											
対象	0歳6か月以上満3歳未満の保育所等に通っていない子どもとその保護者											
事業目的	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する。											
事業内容	0歳6か月以上満3歳未満の保育所等に通っていない子どもが、月一定時間まで保育所等に通園できる「乳児等通園支援事業」を利用したときに「乳児等のための支援給付」を支給する。また、市立保育所においても、乳児等通園支援事業を実施する。											
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市による単独直営 <input type="checkbox"/> 委託 (<input type="checkbox"/> 3セク・財団 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 市民・NPO) <input type="checkbox"/> 協働・協力 ()											
行財政改革 の取り組み												

2. 事務事業の計画 <DO>

(1) 投入資源（予算と人員）				
		令和8年度 計画額（千円）	令和9年度 計画額（千円）	令和10年度 計画額（千円）
主な事業内容		「乳児等のための支援給付」を行う。市立保育所で同事業を実施する。	「乳児等のための支援給付」を行う。市立保育所で同事業を実施する。	「乳児等のための支援給付」を行う。市立保育所で同事業を実施する。
事業費		9,259	9,259	9,259
財源内訳	国庫支出金	6,019	6,019	6,019
	県支出金	1,003	1,003	1,003
	起債	0	0	0
	その他	691	691	691
	一般財源	1,546	1,546	1,546
人件費		14,280	14,280	14,280
投入 人員	常勤職員	2人	2人	2人
	非常勤職員	0人	0人	0人
事業費+人件費		23,539	23,539	23,539

(2) 事業目標									
指標名			説明・算定式	単位	令和3年度 目標値	令和4年度 目標値	令和5年度 目標値	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値
目標達成状況	事務事業活動①	実施施設数	事業を行う市内施設数（4月1日現在）	園	-	-	-	-	-
	事務事業活動②	利用時間数	年間の利用時間の実績	時間	-	-	-	-	-

3. 事前評価

<CHECK>

施策への貢献度	施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	<p>B：施策の目標達成に貢献している。</p> <p><判断理由> 未就園児の子育て家庭の孤立感・負担感を解消し、全てのこどもと子育て家庭を切れ目なく支援することで、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することができ、市民の多様な保育・教育ニーズに対応し、乳幼児期の保育・教育の充実に貢献する。</p>
経費水準	事業費・人件費の水準は適正か。
	<p>B：経費は適正な範囲である。</p> <p><判断理由> 経費は、事業実施に必要な水準であり、また、国・県・市の負担割合が規定されており、適正であると判断する。</p>
事業手法	事業手法は適正か。
	<p>B：事業手法は適正な内容である。</p> <p><判断理由> 国の基準や手引の基づいた事業手法であり、手法は適正である。</p>
受益・負担の公平性	受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	<p>B：受益・負担は適正な範囲である。</p> <p><判断理由> 利用者負担額は、国が示す額に基づいており、受益の公平性と負担の適正化は図られている。</p>

4. 事業実施理由・留意点

<ACTION>

事業実施理由	児童福祉法において、「乳児等通園支援事業」が規定され、令和7年度から制度化し、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく「乳児等のための支援給付」（新たな給付）として全国の自治体において実施されるため。
事業実施における留意点	

5. 企画財政部コメント

事業実施におけるコメント	
--------------	--